

● 韓国IPGの活動

・第35回韓国IPGセミナー「今さら聞けない韓国知的財産制度」を開催しました

● IPを知ろう

- IPニュース 06
- 「新・知財最前線は今」 07
- ・韓国弁理士の侵害訴訟共同代理法案が暗礁に
- ・韓国特許庁の料金改正計画



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>
 韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

すがすがしい秋晴れが続いております。皆様いかがお過ごしでしょうか？ ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

現状、韓国国内において「AI自体」が、発明者として特許権を取ることができるのでしょうか？

① ○ ② ×

※ 回答は(5頁)下部に記載してあります。

● 韓国IPGの活動

第35回韓国IPGセミナー「今さら聞けない韓国知的財産制度」を開催しました



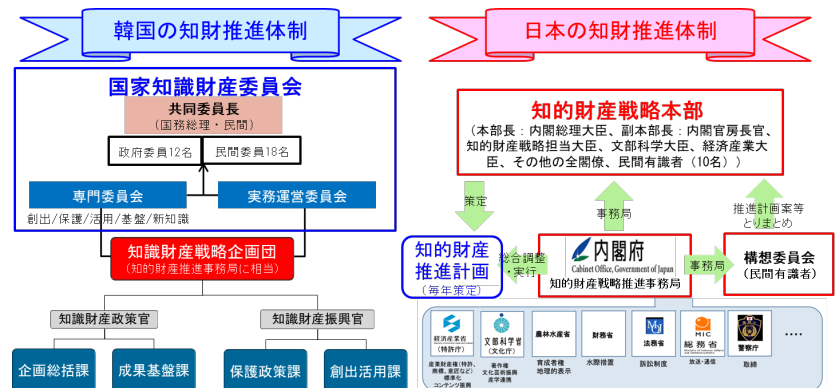
韓国における知財をとりまく環境は、多数の法改正や、韓国特許庁の組織改編を含めた機動的な対応が数多く見られます。こうした変化の激しい中、最新の状況がどのような経緯でどのようになっているのか理解する場として、2023年6月27日に、第35回韓国IPGセミナー（特許庁委託事業）「今さら聞けない韓国知的財産制度」を開催しました。解説者として、2020年7月から2023年6月までJETROソウル事務所で副所長を務められた土谷慎吾氏に、在任中に見て・聞いて・体験してきた韓国における知財の情報を、わかりやすく解説いただきました。

今回のセミナーは、セミナー会場に対面で参加いただく形式と、オンラインで参加いただく形式を組み合わせ、ハイブリッド形式で開催しました。

以下、主な内容を紹介しつつ、現在の韓国知的財産制度を確認したいと思います。

● 日韓の知的財産政策推進体制

1. 国家の推進体制



出所：国家知識財産委員会ウェブサイトをもとに作成

出所：知的財産戦略本部資料を元に作成

図1：両国における知財推進体制比較（セミナー発表資料より引用）

両国国家の知財推進体制は非常に似ており、部署横断型の推進体制となっています(図1に両国の体制図を示します)。日本における「知的財産戦略本部」は、韓国においては「国家知識財産委員会」が相当し、ここが国家における知的財産推進の中心組織となります。韓国において具体的な事務対応は、日本における「知的財産戦略推進事務局」に相当する、「知識財産戦略企画団」が担っています。これらの組織を中心として、関係各所が連携し知的財産政策の推進を行っています。

また、韓国では、5年ごとに国家知的財産基本計画が策定され、毎年その下に施行計画が策定されます。2023年は第3次国家知的財産基本計画(2022-2026年)の2年目に当たります。

2. 特許庁の体制



図2：韓国特許庁の組織(セミナー発表資料より引用)

韓国特許庁は、イ・インシル庁長をトップに、図2に示す組織によって特許をはじめとする知財行政を推進しています。2023年4月11日には、部局の名称が一部変更され、さらに「半導体審査推進団」が新設されました。これらにより、韓国がコア技術としている半導体関連技術等の一層の知財保護・活用強化につながる組織改編となりました。IPG

◎ 知財制度の比較

1. 特許法における類似点・相違点

韓国特許法は、日本法をベースに制定されており、類似する部分が多い一方で(表1参照)、韓国特許法にしか存在しない法律も存在(表2参照)しています。韓国では、政府が実施すべき業務を細かく定めた法律が多くなっています。

韓国特許法	日本特許法
<p>(目的) 第1条 この法は、発明を保護・奨励しその利用を図ることに より技術の発展を促進して産業発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条第1項「発明」とは、 自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう。</p> <p>(特許要件) 第29条①産業上利用 することができる発明であって、次 の各号のいずれかに該当するもの を除いてはその発明について特許 を受けることができる。 1. 特許出願前に国内または国外で 公知されたり公然に実施された 発明 2. 特許出願前に国内又は国外で頒 布された刊行物に掲載されたり 電気通信回線を通じて公衆が利 用することができる発明</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、発明 の保護及び利用を図ることに より、発明を奨励し、もつて産業の発達 に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律で「発 明」とは、自然法則を利用した技術 的思想の創作のうち高度のものを いう。</p> <p>(特許の要件) 第二十九条 産業 上利用することができる発明をした 者は、次に掲げる発明を除き、その 発明について特許を受けることが できる。 一 特許出願前に日本国内又は外国 において公然知られた発明 二 特許出願前に日本国内又は外国 において公然実施をされた発明 三 特許出願前に日本国内又は外国 において、頒布された刊行物に 記載された発明又は電気通信回 線を通じて公衆に利用可能とな った発明</p>

表1：両国特許法の類似する部分(セミナー発表資料より引用)

法律名	主な内容
○ 発明振興法	・発明の振興 ・職務発明規定(以前は特許法で規定) ・産業財産権情報化 ・発明の評価機関 ・産業財産権サービス業の育成 ・産業財産権紛争の調停及び技術共有促進
○ 産業デザイン振興法	・産業デザイン振興総合計画の樹立 ・産業デザインの育成・開発事業の実施 ・優秀産業デザイン商品の選定 ・専門人材の育成 ・韓国デザイン振興院の設立
○ 発明教育の活性化及び支援に関する法律	・発明教育基本計画の樹立・施行 ・学生発明活動の促進 ・発明教育センターの設置・運営

表2：韓国にのみ存在しない法律(セミナー発表資料より引用)

2. 特許制度概要

韓国の特許制度概要は、下記のとおりとなっています。

韓国の特許制度概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求期間3年(2017年2月までは5年) ・ 審査猶予制度 → 審査請求から9か月以内に審査猶予申請を行うことにより、審査請求後24か月以後、出願日から5年以内で指定が可能 ・ 優先審査制度(有料) ・ 外国語出願(英語のみ)、特許法条約(PLT)未加入 ・ グレースピリオド12か月 → 出願時のほか、補正可能期間、設定登録期間に主張可能 ・ マルチのマルチクレームの禁止(2022年4月から日本でも禁止に) ・ 再審査制度(拒絶決定通知から3か月以内(2022年4月20日に30日から延長)、要補正) ・ 拒絶査定不服審判(拒絶決定通知から3か月以内(2022年4月20日に30日から延長)、補正不可) ・ 2007年に異議申立制度が廃止され、無効審判に一本化(日本は2004年に一本化) → 2017年に特許取消申請制度が新設(日本は2015年に異議申立制度を導入) ・ 特許決定後の職権再審査制度 → 審査官が、特許査定後設定登録前に明らかな拒絶理由を発見した場合、職権で特許査定を取消し、再び審査する制度 ・ 権利範囲確認審判 → 日本の判定制度と類似 ・ プログラムクレームは「媒体に格納されたコンピュータプログラム」に限られる → 2020年3月施行法で、方法の発明において、特許権又は専用実施権を侵害することを知らながら、その方法の使用の申出をする行為が特許発明の実施に含められ、プログラムのオンライン配信が保護されることとなった。 ・ 特許一意匠間の変更は不可 ・ 懲罰的損害賠償の導入(2019年7月) ・ 2022年4月20日、分離出願制度が導入(拒絶査定不服審判の棄却審決(拒絶査定を維持)を受けた後も、出願で拒絶されなかった請求項のみを分離して出願することができる制度) <p>※ 赤字は、日本の制度と大きく異なる点</p>

日韓の特許手続きについては、図3に示す通りの流れになっており、審査実務はほぼ同じであるのに対し、拒絶査定後の手続きに一部相違がある点が特徴的です。IPG

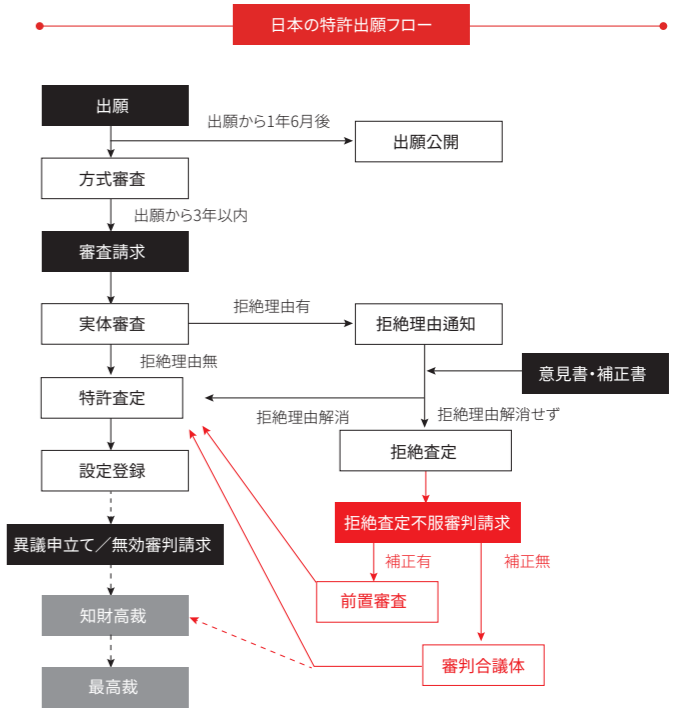
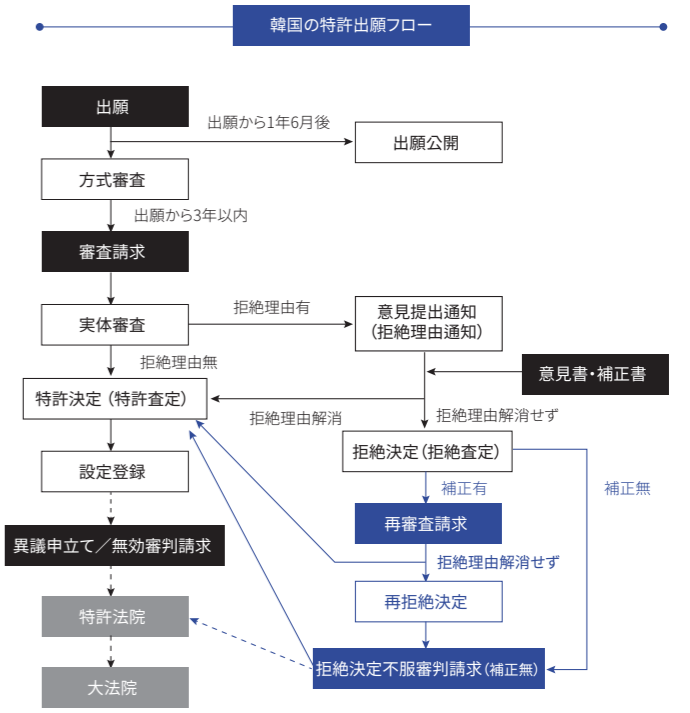


図3：日韓特許手続きフロー(セミナー発表資料より引用)

3. 実用新案制度概要

韓国の実用新案制度概要は、下記のとおりとなっています。

- ・ 1998年に審査主義から無審査主義に変更し(⇔日本は1994年に無審査主義に変更し、現在に至る)、2006年に再び審査主義に戻した

- 実用新案の対象は、物品の形状、構造または組合せであり、方法には対象外
- **審査請求期間3年**
- 外国語出願（英語のみ）、**特許法条約(PLT)未加入**
- 審査での進歩性の判断時、特許は「容易に発明ができるか否か」を判断する一方、実用新案は「極めて容易に考案することができるか否か」を判断する。
- 特許出願が審査で拒絶決定になれば、拒絶決定不服審判請求期限内に実用新案登録出願に変更することができる。
- 権利期間は出願日から10年
- **懲罰的損害賠償の導入（2019年7月）(特許法を準用)**
- **現在、実用新案法の大幅改正法案が国会に係属中だが、廃案の見通し**

4. 意匠（デザイン）制度概要

韓国の意匠（デザイン）制度概要は、下記のとおりとなっています。

- 権利期間は**出願日から20年間**（日本は2020年施行法で「登録日から20年」→「出願日から25年」に）
- 物品の種類により審査出願と**一部審査登録出願**がある
- 複数デザインの一括出願可（日本でも2021年施行法で導入）
- 関連デザインは基本デザインの出願日から**1年以内**に出願可（2023年12月21日から**3年以内**に延長される予定⇒日本は2020年施行法で**10年**に延長）
- **書体（フォント）も保護対象**
- グレースピリオド12か月（2017年9月以降）
- 特許出願からの変更は不可
- **一部審査出願に限り、異議申立制度あり**
- **懲罰的損害賠償の導入（2020年10月）**
- GUI画像デザイン（物品から離れた画像自体）の保護（2021年10月）→日本法の2020年施行法と同様。ただし、**建築物、内装まで拡大されず**

5. 商標制度概要

韓国の商標制度概要は、下記のとおりとなっています。

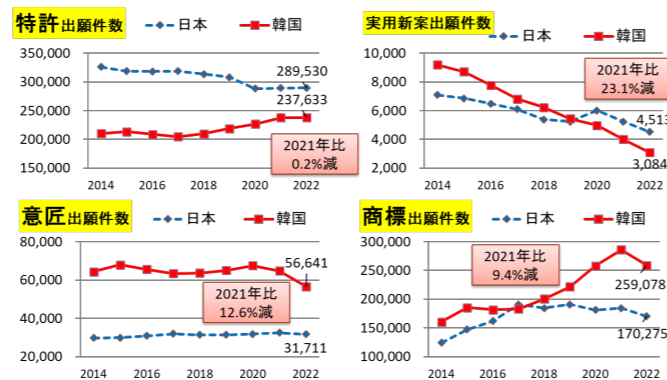
- **追加登録出願制度**（出願中や登録後に指定商品の追加出願が可能）
- **権利付与前**の商標異議申請制度（⇒日本は**付与後異議**）
 - 何人も、出願公告日から2か月以内に異議申請が可能

- 非伝統的商標として、「立体」、「色彩」、「音」、「におい」、「動き」、「位置」、「ホログラム」の商標が認められている。
- 地理的表示団体標章制度（2005年～）
商標法第2条第1項第6号「地理的表示団体標章」とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者が共同で設立した法人が直接使用するかその所属団体に使用させるための標章をいう。」
- 片仮名、平仮名、漢字の商標も出願可能
- **懲罰的損害賠償の導入（2020年10月）**
- **2022年4月20日施行法により、再審査制度導入**
- 2023年3月20日、商標法改正案（コンセント制度導入）が提出

● 日韓産業財産権統計

1. 四法出願件数比較

2021年、韓国では特許・商標出願件数が過去最高を更新し、産業財産権全体で過去最高の592,615件（6.3%増）となりました。一方で、2022年は四法全てで出願件数が減少し、産業財産権全体で556,436件（6.1%減）となりました。



出典:日本特許庁特許行政年次報告書、韓国特許庁知識財産白書、韓国特許庁知識財産統計月報

図4. 両国の出願件数推移比較（セミナー発表資料より引用）

2. 韓国の出願人類型別出願件数

日本では特許出願の約8割は大企業によりますが、韓国では、図5に示すように中小企業、個人の出願件数が多い傾向にあります。中小企業、個人の出願が多い理由としては、以下の点が考えられます。

- **高いIP意識**（サムスンvsアップル事件の影響）
- **政府支援策**（手数料減免だけでなく、補助金と特許出願とのリンクなど）
- **代理人費用の安さ**
- **大企業の出願行動は、国内抑制・海外重視**

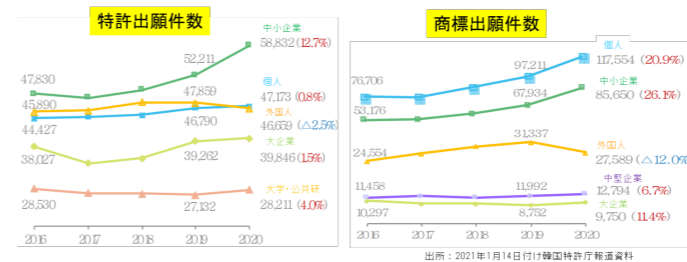


図5. 特許および商標の出願人別出願件数（セミナー発表資料より引用）

● 韓国知財訴訟体系

韓国における知財関係の訴訟体系および件数は、図6に示すとおりとなっています。

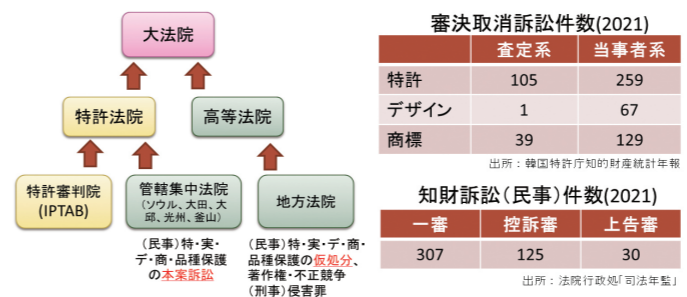


図6. 韓国における知財訴訟体系および件数（セミナー発表資料より引用）

● 韓国IPGと韓国知財情報源の紹介

以上、「今さら聞けない韓国知的財産制度」のごく一部を紹介させていただきました。ここでは紹介しきれなかった内容も数多くあり、また日々最新の情報も出てきています。韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信も行っていますので、ぜひご参照ください。

韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信

- **韓国知的財産ニュース**（メルマガも月2回発行）
- **法律改正情報、政策情報、統計情報**
- **知財判例データベース**（2001年以降の知財判例500件以上について概要や専門家からのアドバイスを蓄積）
- **各種調査報告、マニュアル等**

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



JETROソウル事務所IPチームが旬な情報をお届けします！



正解は ②×です。韓国特許庁は、AI（人工知能）を発明者として記載した特許出願に対する特許庁の無効処分不服として2022年12月にソウル行政裁判所に提起された行政訴訟事件と関連し、ソウル行政裁判所は現行法上、人だけが発明者として認められるという理由で特許庁の無効処分を支持する判決（2023年6月30日）を下したと発表しました（2023年7月4日付け知的財産ニュースに掲載）。



KOREA IP NEWS

※ジェットロ韓国知財ウェブサイトで毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/

① 韓国特許庁への産業財産権紛争調停申請、4年間平均19%増 | 韓国特許庁 (2023.4.25)

最近、アイデアの奪取や営業秘密侵害などの知的財産紛争に対する関心が高まっている中、「特許庁産業財産権紛争調停制度」を通じて紛争を解決する事例が増えている。産業財産権紛争調停制度は、特許、商標、デザイン等産業財産権および営業秘密、不正競争行為、職務発明などの紛争を、専門家の手を借りて当事者間の対話と合意を通じて解決する制度である。韓国特許庁によると、2019年には45件にすぎなかった産業財産権紛争調停申請件数が2022年には76件へと4年間平均19%増加したことがわかった。同じ期間、産業財産権紛争調停申請企業のうち、相手方が調停に応じた企業の調停成立率も4年間平均66%に上るなど、紛争解決効果も高いということがわかった。直近5年間の申請現況を見ると、全体申請件数312件のうち個人・中小企業の申請が297件と95%に上るなど、中小企業の活用度が高いとされている。これは、産業財産権紛争調停制度を利用すれば、平均2か月以内に事件が処理され、別途の申請費用が要らず、過程も複雑ではないことから、資本力が不十分な中小企業も気軽に利用できるためだと分析される。特許庁は、韓国企業が速やかに紛争を解決し、本来の業務に集中できるよう、調停による紛争解決への支援を拡大していく予定である。

② 韓国特許庁、海外技術流出の国際共助捜査体系を構築する | 韓国特許庁 (2023.5.24)


韓国特許庁は、5月25日、学界・法曹界・捜査分野の専門家で作る国際共助捜査研究諮問委員団を発足させ、第1回諮問会議を通じて国際共助捜査体系の構築に向けた研究の方向性を設定する計画である。国家情報院によると、2018年から2022年までの5年間、韓国の国家コア技術などが海外に流出して発生した被害額は少なくとも25兆ウォンに及ぶ。それにもかかわらず、海外に逃げた犯罪者の所在や海外流出業者の情報を把握する上で限界があり、海外への技術流出および知財権侵害犯罪者の検挙に難航してきた。これに対応するため、学界・法曹界・捜査分野の専門家で作る専門家諮問委員団が構成された。諮問会議から導き出された研究の方向性に沿って深層研究を行い、米国、中国、東南アジアなど主要国の海外捜査共助システムのモニタリング、海外に滞在している犯罪者の所在を把握

するためのネットワークの確立、犯罪収益を回収するための捜査手法の導出など、実効的な国際共助捜査体系を構築するための推進戦略および実行計画を策定する予定である。

③ 日韓特許庁長会合、6年ぶり再開 | 韓国特許庁 (2023.6.1)

韓国特許庁と日本国特許庁は、5月31日、日本国特許庁で日韓特許庁長会合を開催した。今回の会合は、2017年に開催された以降、6年ぶりの開催となった。両国庁長は、人工知能、モノのインターネット、メタバースなど新技術の発展が加速し、気候変動への対応など持続可能な開発目標(SDGs)の実現のためのイノベーションの重要性が高まっている状況の中で、知的財産制度の発展に向けた日韓協力の必要性に意見を共にした。また、商標・デザイン審査、審判、情報化、審査官の能力強化などの分野での実務協議体の再開、両庁間の審査官交流、環境技術(Green Technology) 特許分類システムの構築に向けた経験の共有などに合意した。さらに、両国庁長は、両国の出願人に迅速かつ正確な特許審査サービスを提供するための特許共同審査制度(CSP)について、今後も情報交換など、実務レベルでの議論を継続するとともに、知的財産分野においても両庁によるシャトル外交の再開に向けて共に努力することで合意した。

④ 韓国知的財産保護院の付設組織として「知的財産犯罪捜査支援センター」を開所 | 韓国特許庁 (2023.6.23)

韓国特許庁は、高度化・知能化している知的財産犯罪への対応強度を高めるため、6月23日に韓国知的財産保護院(ソウル)で「知的財産犯罪捜査支援センター」を開所すると発表した。特許庁は2010年9月に「商標警察」を発足させ、模倣品(商標侵害)の捜査を開始して以来、2019年3月に捜査範囲を特許・営業秘密・デザイン侵害に拡大して「技術警察」を発足させた。しかし、先端技術の発展に伴い、電子ファイルの暗号化や秘匿・削除等知的財産侵害・奪取の手口がますます高度化・知能化しているにもかかわらず、特許庁の捜査人員が50名にすぎないため、知的財産犯罪の取り締まりに難航している。そのため、特許庁は、知的財産犯罪に効果的に対応するため、韓国知的財産保護院の傘下に技術警察と商標警察の知的財産犯罪捜査支援に向けた専任組織を発足させることになったのである。知的財産犯罪捜査支援センターは、知的財産侵害被害の相談および通報受付業務、商標の模倣品鑑定支援、オン・オフラインからの知的財産侵害品情報収集、デザイン模倣品の取り締まり支援を行う。また、犯罪の立証に欠かせない膨大な量の電子情報を迅速かつ正確に確保できるよう、デジタルフォレンジック(電子法医学)情報収集に必要な装置、削除資料の復旧、暗号解除などを支援する業務を行う計画である。 

File No.177

韓国弁理士の侵害訴訟共同代理法案が暗礁に



2023年5月24日、韓国国会の法制司法委員会法案審査第2小委員会は、韓国弁理士の侵害訴訟共同代理法案(韓国弁理士法の一部改正法律案)を通過させないことを決定しました。最近、韓国弁理士業界を騒がせたニュースとなっており、少々専門的な内容ですが、経緯を振り返ってみたいと思います。

1. 日本の特定侵害訴訟代理業務制度(前提知識)

今回問題となったのは、日本でいう特定侵害訴訟代理業務制度です。この制度は、従来、弁理士が訴訟代理人になることができなかった特定侵害訴訟(特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟)において、弁理士がその事件の訴訟代理人となることができるようにする制度です(弁護士との共同受任であるほか、共同受任している弁護士との共同出廷が原則)。

日本では、今から約20年前の平成14年弁理士法改正(2003年1月1日施行)により、この制度が導入されており、当時、侵害訴訟件数が急増しているのに対し、知的財産専門の弁護士が不足している背景から、弁理士に訴訟代理権が付与されることとなりました。

同制度では、特定侵害訴訟代理業務試験に合格後、日本弁理士会において本試験に合格した旨の付記を受けた弁理士に限り、訴訟代理人となることが認められています。

2. 韓国弁理士の侵害訴訟共同代理法案の行方

このように、日本で約20年前に導入された特定侵害訴訟代理業務制度ですが、韓国では過去に数度、同様の制度を導入する弁理士法改正法案が提出されるも成立することなく廃案となってきたところ、2020年11月6日に韓国弁理士法の改正法案が提出され、行方が注目されていました。

本法案は2022年5月12日、韓国国会の産業通商資源中小ベンチャー企業委員会を同様の法案としては初めて通過し法制司法委員会に回付されたため、韓国弁理士の間では、今回こそ法案が成立するのではないかという期待が高まっていました。

しかし、2023年2月23日の法制司法委員会で、それまで本法案の推進に積極的だったとされる特許庁長が慎重な立場をとったとされ、結果的に法案は同委員会を通過することなく、法案の墓場といわれる同委員会法案審査第

2小委員会に回付されました。

本法案は弁理士にとっては業務拡大のチャンスである一方、弁護士にとっては独占業務が崩れることになる面があり、両者の利害のせめぎ合いがあることは想像に難くありません。

法制司法委員会での庁長の立場に反発し、同年3月3日、約400人の弁理士が、庁長の辞任と弁理士の監督官庁の特許庁から産業通商資源部への変更を求めて、特許庁ソウル事務所前でデモを実施しました。また、4月10日、4月14日には、野党議員が実際に弁理士の監督官庁を特許庁から産業通商資源部に変更する弁理士法改正案を提出しました。


さらに、4月19日には、大韓弁理士会など5つの専門資格士団体が集まった専門資格士団体協議会の会員1000人余りが、国会議事堂前で法制司法委員会の法案審査が不公正だと主張するデモを行いました。

このような状況の下、5月24日、第2小委は本法案を通過させないことを決定しました。

3. 今後の動向は?

上述のとおり、第2小委が本法案を通過させないことを決定しましたので、本法案は、現在の国会議員の任期満了(2024年5月)に伴って、廃案になる可能性が高いと思われます。

次の国会議員の代になってからの情勢次第で、また同様の法案が提出される可能性もあるでしょうが、現時点では予測が難しい状況です。

今回の件からも分かるように、韓国では関係者との調整を済ませてから法案を提出するのではなく、法案を提出してから関係者と調整をするということが多々あるため、法案が提出されたとしても成立するとは限りません。 

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所

前副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者)

2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任首席審査官等を経て、2020年7月から2023年6月まで副所長。

韓国特許庁の料金改定計画



2023年5月1日、韓国特許庁は、庁長名で「特許料等の徴収規則」の改正案について、立法予告を行いました。今回はその詳細についてお伝えします。

1. 「特許料等の徴収規則」とは？

知財業界の方でなければ聞きなれない規則だと思いますが、各国の特許庁は特許、商標、意匠等の産業財産権に関する料金を法律の下位規定である規則で定めており、韓国でも法律の下位にある「産業通商資源部令」の1つとして「特許料等の徴収規則」が置かれており、適時改正が行われています。

日本でも同様に「特許法等関係手数料令」という政令で産業財産権に関する料金が定められています。

2. 2023年5月1日付「特許料等の徴収規則」改正案の主な内容

2023年5月1日付改正案の主な内容は、以下のとおりです。

① 特許登録料(設定登録料と年金)の引下げ

— 全期間にわたり、一律10%程度引下げ

② 特許審査請求料の引上げ

(現行)特許審査請求料: $14万3千ウォン + 請求項数 \times 4万4千ウォン$

(改正案)特許審査請求料: $16万6千ウォン + 請求項数 \times 5万1千ウォン$

③ 商標手数料および指定商品数の調整

(指定商品数の調整)基本の指定商品の数を現行の20個から10個に縮小し、10個を超える場合、加算金を賦課

(商標手数料の調整) 出願および登録の段階における手数料を一律1万ウォン引下げ

④ 分割出願に対する加算料の導入

- 2回目の分割出願: 新規出願料に該当する金額の2倍
- 3回目の分割出願: 新規出願料に該当する金額の3倍
- 4回目の分割出願: 新規出願料に該当する金額の4倍
- 5回目以降の分割出願: 新規出願料に該当する金額の5倍

⑤ 免税者に対する免税件数の制限

⑥ 権利別移転登録料の調整

⑦ 指定期間延長の不承認時における当該延長申請料の返還

全体としてかなり細かな改正となっていますが、目を引くのは、分割出願に対する加算料の導入です。分割出願とは、2つ以上の発明を包含する特許出願

の一部を1または2以上の新しい出願として分割するもので、分割が適法である場合は、新たな出願は、もとの出願のときにしたものと見なされるという効果があります。

日本には、分割出願に対する加算料という考え方はありませんが、欧州に例があり、これを参考にした模様です。

韓国特許庁が2022年12月に発行した「韓国型手数料体系定立のための政策研究」と題する報告書によると、NPE、外国法人が、単一性違反の克服という分割出願の趣旨を逸脱した様々な特許戦略で分割出願を悪用(原文ママ)していること、審査官の負担が大きいこと、主要国の中でEPOが分割出願に加算料金を導入していること等を理由に、分割出願に対する加算料の導入を提言しています。

3. 今後のスケジュールは？

「特許料等の徴収規則」の改正案の立法予告期限は6月10日までとされており、その後、提出された意見等も精査の上、公布・施行時期が決定されるものと思われます。

4. ご挨拶

2020年7月にジェトロ・ソウル事務所へ赴任し、約3年間、韓国知財情報をウォッチングし、皆様にお届けしてまいりました。今回のニュースも含め、やや専門的で眠たいと思われる記事も多かったのではないかと思います。こんな世界もあるのかと多少なりともご興味をお持ちいただけたなら望外の喜びです。

今後も本欄をどうぞよろしくお願ひいたします。原則毎月第2水曜日に掲載されます。IPG

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 / 前副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者)

2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から2023年6月まで副所長。